平成３０年（フ）第７号
秋田県由利本荘市本田仲町133番地　コーラルＢ　201号室
破産者　遠藤由香理
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第６１０号
埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス１－818、破産手続開始時の住所埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス１－1032
破産者　中西　　浩
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９５号
埼玉県比企郡滑川町月の輪７丁目26番地14、破産手続開始時の住所さいたま市緑区宮本２丁目28番地７
破産者　善プランニングルームこと　宮城　善明
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９８号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目813番地第２関根ビル302、破産手続開始時の住所埼玉県川越市脇田町103番地　川越駅前脇田ビル915号室
破産者　東儀　恵理
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９９号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目813番地第２関根ビル302、破産手続開始時の住所埼玉県川越市脇田町103番地　川越駅前脇田ビル915号室
破産者　東儀　正人
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５７号
埼玉県加須市不動岡３丁目１番地２
破産者　秋山　高仁
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７３号
埼玉県比企郡滑川町月の輪７丁目26番地14、破産手続開始時の住所さいたま市緑区宮本２丁目28番地７
破産者　宮城　　忍
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８号
群馬県みどり市大間々町大間々1480番地９、破産申立時の住所さいたま市北区東大成町２丁目55番地２　パレス東103
破産者　宮田　翔多
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８６号
埼玉県上尾市大字原市706番地２　メゾンハイマート201
破産者　小島　健一
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
長野市松代町豊栄6274番地１
破産者　大久保勇佑
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
大阪府大阪市中央区南船場１丁目９番28－801号、開始決定時愛媛県喜多郡内子町城廻818番地６（前住所）愛媛県大洲市新谷乙1290番地２　Ｋ・Ｍハウス２号
破産者　中谷　真一
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
大阪府岸和田市別所町３丁目15番36号
破産者　中村　利枝
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５１４号
札幌市東区北40条東17丁目２番33号　ラフォーレ栄町201号、開始決定時の住所札幌市北区篠路10条４丁目２番22号
破産者　石垣　宏恭
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１７号
札幌市西区八軒５条西10丁目４番５号
破産者　神　　智弘
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
北海道北見市番場町１番29号　コーポラスみやび106号、前住所北海道北見市西三輪１丁目653番地８　アイビス三輪第２六番館103号
破産者　延原　孝志
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
盛岡市渋民字大前田７番地10、申立時の住所盛岡市渋民字大森72番地１　コーポ村山５号、旧住所盛岡市下田字陣場42番地79　コーポ野里201号
破産者　熊谷　喜和
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４号
秋田県にかほ市樋目野字待居18番地１
破産者　戸蒔　美帆
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部